

報 告 書

令和6年5月17日

北九州市議会議長 田仲 常郎 様

保健福祉委員会

委員長 村上 直樹

次のとおり報告します。

記

- 1 派遣議員 村上 直樹、小宮 けい子、日野 雄二、西田 一、
金子 秀一、山本 眞智子、白石 一裕、伊藤 淳一、
荒川 徹、井上 しんご
- 2 目 的 (1) 保育所送迎ステーションについて
(2) ヤングケアラー支援について
(3) エンディングプラン・サポート事業について
(4) 子どもの居場所づくりについて
に関する調査研究
- 3 派遣場所 神戸市、神奈川県横須賀市 及び 東京都世田谷区
- 4 派遣期間 令和5年11月13日(月) から
令和5年11月15日(水) まで 3日間
- 5 用務経過
(1) 保育所送迎ステーションについて(神戸市)

神戸市では、子供の健やかな育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、神戸っ子すこやかプランを策定し、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感の解消、さらには、子供の特性や地域の実情を踏まえつつ、妊娠期から出産、そして学齢期まで切れ目のない支援を行っている。

中でも、保育所や認定こども園の新設など、保育定員の拡大を進めるとともに、市内7エリアで保育送迎ステーションを開設し、保育ニーズに対応した受入れ枠

の確保に努めている。

今回、本市においても設置の検討が進められている保育送迎ステーションの取組を中心に、神戸市こども家庭局幼保振興課から説明を受けた。



【説明概要】

- 平成23年頃から、神戸市では待機児童が多く発生しており、平成29年度（93人）から平成30年度（332人）にかけて大幅に増加した。
- 市域が広く保育ニーズの偏在が発生しており、その是正を図るため、保育送迎ステーション設置に向けて検討を開始した。
- 地域によっては行政区内で保育所が足りない状況もあり、行政区をまたいだ保育施設への入所も一般的となっていた。また、認定こども園等の既存施設活用の必要性もあり、保育送迎ステーション設置の方向で議論が進んだ。

- 令和3年度から事業を開始し、都心の利便性の高い場所に保育送迎ステーションと併設小規模保育施設を設置している。現在、市内で8施設あり、設置に当たって、事業者は全て公募で選定している。
- 保育送迎ステーションは、3歳児から5歳児を預かった後、バスで本園（保育所等）に送迎し、日中は本園で過ごしている。一方、併設小規模保育施設は、ゼロ歳児から2歳児の保育を行い、送迎は行っていない。
- 保護者は2人以上の児童を預ける場合でも、いずれも定時に保育送迎ステーションに送迎すればよく、兄弟等で保育が必要な場合でも、比較的使いやすい仕組みとなっている。
- また、併設小規模保育施設に通所している児童が3歳になったときは、優先的に本園に預けることができ、都心部ではかなり人気の高い施設になっているところもある。
- 施設整備費として、1,600万円を上限に補助金を出しており、内訳は、国負担が約360万円、市負担が約1,240万円となっている。
また、保育送迎ステーション開設に当たっては、小規模保育施設を併設することとしているため、さらに2,660万円程度が補助される。
- 施設運営費としては、1,500万円を上限に毎年度支出している。補助対象経費は、送迎バスのリース代、バス運転手、保育士の人件費等となっている。
- これらの取組等により、令和4年度に約560人分の保育所等利用定員の拡大を行い、待機児童ゼロを達成した。
- 今後の方針としては、市全体の就学前児童数が減少していることや、2号認定（満3歳以上保育認定）、3号認定（満3歳未満保育認定）のニーズが、令和4年でピークを迎えたため、局所的な整備が中心になってくると考えている。
このため、令和5年度は、新たな保育送迎ステーション設置の公募は行っておらず、現時点で、保育送迎ステーションのさらなる整備は予定していない。

【主な質疑】

- 事業者の応募状況について
 - 幼稚園・認定こども園からの応募が多い状況である。
1号認定（満3歳以上教育標準時間認定）の子供が減少傾向にあり、教室に余裕のある幼稚園等が、保育送迎ステーションを設置すれば、確実に2号認定の枠を確保できるため、メリットを感じているのではないかとと思われる。
- 待機児童の解消以外の保育送迎ステーションの効果について
 - ①都心部の保育施設は、敷地面積に余裕がないため屋上園庭などが多いが、保育送迎ステーションを利用することで送迎時間等に制約されることなく、広

い園庭を持った幼稚園など、より環境の良い保育施設に子供を通園させることができる。

②これまで、都心部では十分な敷地面積が確保できないため、園庭を要しない小規模保育施設が整備されてきたが、2歳児までしか受け入れることができず、3歳になったときの受皿確保が問題となっていた。

しかし、保育送迎ステーションの場合、ゼロ歳から2歳までに受け入れた児童は、3歳到達時に自動的に本園で受け入れるため、受皿問題の解消につながった。

○未入所児童への影響について

→保育送迎ステーション設置後も、未入所児童は増加傾向にあるが、これは育休延長のための申込（勤務先に保育所に入所できなかったと申請するための理由づくり）が増えたことによるものと考えている。

○保育送迎ステーション整備による他の保育施設等への影響について

→保育送迎ステーション以外にも、認定こども園や保育所の整備を行ってきたが、それ以上に市全体で子供が減少しているため、今後、エリアによっては供給過剰となることも考えられる。

(2) ヤングケアラー支援について（神戸市）

ヤングケアラーについては、まだ法律上の定義はなく、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供をヤングケアラーと位置づけている。

神戸市では、ヤングケアラー支援に当たっては、18歳未満で支援を終了するのではなく、大学生など、引き続き支援を必要とするケースも考えられるため、20代も支援対象とした。また、支援対象を分かりやすくするため、「こども・若者ケアラー」と命名して支援に取り組んでいる。

今回、上記の取組について、神戸市福祉局相談支援課から説明を受けた。





【説明概要】

ア ヤングケアラーの背景・要因

- 近年、ヤングケアラー問題が大きく取り上げられるようになった要因として、核家族化の進展や一人親世帯の増加、さらには地域コミュニティが衰退し、それぞれの家庭が地域から孤立しているといったことが挙げられる。
- 国の調査では、小学校高学年及び中学生40人のうち2～3人がヤングケアラーという結果も出ている。
- ヤングケアラーの行為は一見すると、お手伝いと捉えることもできるが、その行為がどちらに該当するのか見極める3つのポイントがある。
 - 1点目は、その行為が、親、または保護者の下で行われているか。
 - 2点目は、友達と遊ぶ時間や勉強をする時間がきちんと確保されているか。
 - 3点目は、子供がやりたくないと言える選択肢がどの程度保障されているか。
- 親の介護など、ヤングケアラーの行為は、どの年代にでも起こり得るが、大人と子供では意味合いが大きく異なり、子供の場合は、学ぶ権利など、様々な権利が侵害されるおそれがある。また、課題を抱えることで、友人関係を築きにくくなり、周囲に頼れずに病んでしまうケースもある。

イ 神戸市のヤングケアラーの状況

- 神戸市におけるヤングケアラー支援の取組は、令和元年10月、20代の若者ケアラーが、同居する認知症の祖母を殺害した事件が発端となっている。
- 神戸市では、ヤングケアラー支援の検討に当たって、18歳以上の若者にも支援が必要なことや、介護、障害、生活保護部門とも連携しなければならないことから、福祉局がイニシアチブを取ることとした。
- 令和3年6月、全国初と言われる相談・支援窓口を開設し、10代だけでなく20代の若者も対象として、支援を開始した。
- 支援開始から、これまでに（令和3年6月1日～令和5年10月31日）371件の相談を受け付け、支援が必要なケアラーが176件（こども141件、若者35件）とな

っている。

○支援が必要な176件のうち、子供や親に直接会えたケースは僅か88件であり、残りのケースは支援を拒否され、面会もできていないため、学校などの機関に対して、アプローチの仕方を伝え、間接的に見守ることとしている。

ウ 神戸市における相談・支援内容

○窓口における相談から支援までの流れについては、段階ごとに職員間の情報共有を徹底するとともに、学識経験者を交えた事例検討会（月1回）を開催し、スーパーバイズ（学識経験者からの助言、指導）を受けるようにしている。

また、ケアラー支援が機能しているか検証をするため、学識経験者をはじめNP
Oや関係機関等の代表も加わった、事業検証会議（年2回）を開催している。

○ヤングケアラーの交流と情報交換の場として、概ね16歳以上を対象とした、ふうのひろば（月1回）を開催しており、ケアラーが自分の気持ちを語り、また、周りの人に聞いてもらい理解を得ることで、ケアラー自身の心が安らぐような場になっている。

○支援開始後も、関係部局が定期的に協議の場を持つことで、セクショナリズムに陥ることなく、ヤングケアラー支援の機運を維持するよう努めている。

○これまでの取組を通して、教育現場や福祉現場の関係者に、少しずつではあるがヤングケアラー支援の視点が広がってきたと感じている。

例えば、ケアマネジャーが介護現場でヤングケアラーの相談を受けた場合、地域包括支援センターへ報告を上げるようにしており、ケアマネジャーへの意識付けにより、子供の負担が減るようケアプランの内容を少し変えるといった動きも出てきている。

○令和4年10月から、兵庫県が、こども・若者ケアラー支援のきっかけづくりとして配食支援モデル事業を開始した。支援を拒否する家庭が多い中、弁当の宅配により、支援対象者のうち直接会って支援できる世帯が3割程度から5割程度まで上昇するなど、非常に効果的な取組であったと考えている。

○こども・若者ケアラー相談・支援窓口は、法律の根拠がない窓口であるため、個人情報保護の観点から、基本的にはケアラー本人と親の同意を得なければ関係機関同士の情報共有ができない。国は、同意が得られない場合の3つの対応方法を示しているが、いずれも活用に当たってのハードルが高く現実的ではない。

このため、教育機関であれば、子供の名前を言わずに、学校名、教員名を示して、アドバイスを求めることも認めており、教員等の情報提供へのハードルを下げたことで、多くの案件（事前情報）が相談・支援窓口に上がってくるようになった。

○神戸市が支援を開始して、現在、区役所での対応も含めて約300件の支援を継続

しているが、国が算出したケアラーの推計値と比較しても、まだまだ支援の件数としては少ないと考えている。

- ヤングケアラー支援は、ケアラーの行為自体を駄目なこととして、単純に親を非難するのではなく、そのことを受け止め、どう変えていけるか、どう支援できるかを考え、子供たちの居場所を見つけ、少しでも一息つけるようにすることが、現状でできる最大限の支援と考えている。

【主な質疑】

○ヤングケアラーを捕捉するための手法について

→経済的な課題を抱えている世帯にケアラーが多く見られる傾向にあるため、福祉事務所と連携してヤングケアラーの疑いがある世帯の抽出、支援策の検討を行った。

さらに、支援の成果を共有することで、他の福祉事務所職員にもヤングケアラー支援の意識付けを行っている。この取組は、介護や障害の現場にも広げていく予定であり、ヤングケアラー支援の意識を持つことで、さらなる掘り起こしにつながっていくと考えている。

○持続可能な支援システムの構築について

→行政以外の方を加えた検討会の立ち上げや、大学、ハローワークと連携した就職支援など、多くの団体と連携することで持続可能な支援システムを構築していきたいと考えている。

○特殊な支援事例について

→断らない相談機関になることを全職員が共通認識として持ったうえで支援に当たっている。

学費の納付が困難な大学生のケアラーであれば、大学へ出向いて学費の分納について調整するなど、支援対象者の課題の把握に努め、可能な限り対応することとしている。

○ヤングケアラー支援の終結について

→世帯から転出した場合など、ケアラー要員でなくなったと確認できた場合は、支援を終結するが、そうでない場合は支援を継続している。このため、30歳を超えたケースについても支援を継続したことがある。

ケースの状況を見ながら、どこまで介入すべきか絶えず議論を行い、最終的にケアラーにとってベストな結果につながるよう支援を行っている。

(3) エンディングプラン・サポート事業について（神奈川県横須賀市）

神奈川県横須賀市では、近年増加する引取り手のない遺骨や遺留金品、空き家など、市民が亡くなった後に顕在化する課題について、生前での解決を目指して、「エンディングプラン・サポート事業」及び「わたしの終活登録」の2つの就活支援事業に取り組んでいる。

今回、上記の取組について、横須賀市民生局地域福祉課から説明を受けた。



【説明概要】

ア エンディングプラン・サポート事業について

○現在、約270の自治体が、市民が亡くなった後の希望等を記載するエンディングノートを配布しているが、横須賀市ではエンディングノートの配布は行わず、エンディングノートに記載すべき項目の一覧を無償で提供している。

- 自治体が市民にエンディングノートの作成をお願いすることは、市民に対する努力の押しつけといった意味も持っているため、市民への依頼と同時に、その努力に報いる制度をつくる必要がある。
- 横須賀市では、低所得者の死後の尊厳を守ることを目標に、平成27年7月からエンディングプラン・サポート事業に取り組んでいる。
- エンディングプラン・サポート事業では、身寄りがなく、死んだ後のことで不安を抱えている市民の相談に応じるとともに、支援対象となった市民については、協力葬祭業者と葬儀等に係る生前契約を結ぶことで、亡くなった時は、通常要する経費の半額程度（26万円）で葬儀、納骨まで行うことができる。
また、横須賀市では、生活保護受給者も支援対象としており、5万円の費用で葬祭業者と契約ができる。
- エンディングプラン・サポート事業は、墓地埋葬法第9条（「死体の埋葬または火葬を行う者がいない等」）に該当する市民を支援対象としているため、仮に生前に契約を結んだ葬祭業者が倒産した場合も、墓地埋葬法により横須賀市長が火葬でき、リスク回避が可能となっている。
- 当初、市内4つの葬祭業者でスタートし、報道等により理解が進むにつれ、協力葬祭業者も増え、現在10社体制で事業を展開しており、寺院等の協力も得て、本人が望む宗派、宗旨の葬祭が行えるようにしている。
- 横須賀市では、エンディングプラン・サポート事業を利用して生前契約を結んだ市民が亡くなるまで、担当職員が電話や自宅訪問により見守りを続けている。
- 現在、横須賀市における引取り手のない遺体のうち、エンディングプラン・サポート事業に登録された方（葬送に生前の意思が尊重され方）が約2割、墓地埋葬法第9条の適用を受けた方が約8割となっている。
このため、エンディングプラン・サポート事業に登録して亡くなる方の割合を3割程度まで引き上げることを当面の目標として取組を進めている。

イ わたしの終活登録について

- 核家族化が進展し、家族・親族が日本中に散らばって生活するようになり、さらに高齢化の進展も重なって、お互いに助け合うことができなくなってきている。
また、子供がいない夫婦では、夫が亡くなった後に妻が亡くなると、納骨するお墓が分からないといったケースが増加している。
- これらの課題に対応するため、横須賀市では、緊急連絡先、遺書、エンディングノートの保管場所など、本人が希望する情報を登録する終活情報登録伝達事業（通称：わたしの終活登録）を開始した。
- 本人に何かあれば、警察等も市役所に問い合わせるため、市役所に登録さえしておけば、伝えたい人にきちんと情報が伝わる。

- 登録した情報の開示を請求できる者は、病院、警察、消防、福祉事務所のほか本人が指定した者としている。
- 登録者が亡くなったときの開示に当たっては、トラブル防止のため判例等をもとに、納骨のために必要な場合の開示とお墓参りを希望する方への開示の2つの開示方法を示して、本人の希望を確認している。
- 事業への理解が進むにつれ登録者数も増えていき、現在800人程度が登録している。自助や自治会レベルの共助では対処できない状況の中で、このような登録制度は自治体だからできるものであり、引き続き、市民の尊厳を守るため取組を進めていきたいと考えている。

【主な質疑】

- わたしの終活登録事業のマイナンバーカードを活用した運用について
 - 総務省も横須賀市の取組を視察し、マイナンバーカードの活用を検討しているが結論は出ていない。マイナンバーカードの活用は、住民基本台帳法等の改正も必要となるため実現は難しいのではないか。
- わたしの終活登録事業に係る個人情報の管理について
 - 登録申請台帳に記載する情報については、警察、消防、福祉事務所、病院の4者に加え、本人が指定した方のみ限定的に開示しており、収集した個人情報の転用も行っていない。
本人が開示を希望する個人情報を市役所に蓄積して、本人が開示を希望する方に限定的に開示する仕組みのため、開示に当たって個人情報保護審査会を経る必要はないと考えている。
- 令和5年度予算について
 - 委託料（1人分の人件費）320万円及び事務費6万円で事業を実施している。
- わたしの終活登録事業における登録情報の保存期限について
 - 登録者の死亡を確認しておらず、問い合わせがない限り職員が情報を閲覧することもないため、基本的に期限は定めていない。
また、死亡の事実が確認された後も、しばらくの間、問い合わせの可能性があるので、内部の運用としては、三十三回忌が終了するまでは保存することを考えている。

(4) 子どもの居場所づくりについて（東京都世田谷区）

羽根木プレーパークは、「子どもにもっと自由な遊びを！」という住民の思いと力により誕生した、日本初の冒険遊び場である。

区内4箇所のプレーパーク内では、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに禁止事項をなるべくなくし、たき火や木登りなど、子供が自然の中で自由にのびのび遊べる環境をつくっている。

プレーパークの運営を世田谷区から委託されているNPO法人プレーパークせたがやは、中高生が集う夕食会や親同士が話せる場づくりなど、様々な子ども・親支援に取り組んでいる。

今回、羽根木プレーパークにおいて、世話人（運営ボランティア）から説明を受け、施設を見学した。





【説明概要】

- 羽根木プレーパークは、世田谷区が場所と資金を確保し、市民が運営を担う形で、現在44年目を迎えている。
- 1975年から3年半にわたって羽根木公園で活動している中で、1979年の国際児童年記念事業として世田谷区からの求めに応じ、日本で最初の冒険遊び場としてスタートした。
当初、1年間の実施予定であったが、地域住民からの強い要望もあり、常設プレーパークとして、現在に至っている。
- 常設でないプレーパークは、開催期間を過ぎると、遊具を撤去しなければならない等の制約があるが、羽根木プレーパークはそういった制約がなく、大型遊具などが設置できる。
- 現在、世田谷区は4か所のプレーパークを設置しており、NPO法人プレーパークせたがやが委託を受け運営を担っている。また、世田谷区は、砧地区で5か所目の常設プレーパーク設置に取り組んでいる。

【主な質疑】

- 入場料について
→世田谷区の子育て支援事業の一環であり、入場料は無料となっている。

○利用者の制限について

→区民以外も受け入れている。このため区外からも多くの方が訪れている。

○運営経費について

→世田谷区より、プレーパーク4か所分の委託費用3,886万円を受け入れているが、不足するため、バザー等の物販により補填している。

○世話人の人数について

→羽根木プレーパークが一番多く、30名程度の世話人で運営している。他の3つのプレーパークは、いずれも20名程度の世話人で運営している。

6 意見交換（11月22日 保健福祉委員会）

視察後、委員会で各視察先の取組について意見交換等を行った。

【主な質問・意見】

（1）保育所送迎ステーションについて

○本市で保育所送迎ステーションを設置する場合の候補地について

→本市では、平成23年度初めから待機児童がゼロとなっているが、そのような中でも、保育ニーズが高いエリアを中心に検討していくものと考えている。

○待機児童ゼロを発信している本市において、保育所送迎ステーションを検討する意義について

→保育所児童の保護者へのアンケート調査では、保育所送迎ステーションに対するニーズは非常に少ないものであった。

しかし、ニーズが少ないものでも、やむを得ず遠方の保育所を利用する保護者も一定数存在しており、そういった方々の負担の大きさなども丁寧に見ていく必要があると考えている。

○保護者の保育所選びの選択肢を増やすという意味ではメリットがあるが、子供の受け渡しの場面が増えるため、しっかりとした安全対策が必要となる。

○立地条件等により生じる保育施設の定員割れの解消には、非常に有効と感じた。

○本市においても著しく人口が増加し、今後、保育の需要が高まっていくと見込まれる地域があり、神戸市のような行政区を跨いだ児童の受け入れは、本市の参考になると考える。

○本市では、保育所への送迎に車を利用する保護者が多く、保育所送迎ステーションの設置に当たって駐車場の確保が必要となるため、ショッピングセンター等の大型施設に設置することも検討してはどうか。

○本市においても、保育所送迎ステーションのニーズはあると思われるが、市全域で設置する場合、多額の費用等を要すると考えられるため、子育て世代のライフスタイルやニーズ等を詳細に分析するなど、慎重に検討されたい。

- 保育所送迎ステーションの設置は、保育所等の経営にも関わる問題であるため、現場の意見も踏まえて慎重に検討する必要がある。
- 保育所送迎ステーションありきではなく、あくまでも保育ニーズのミスマッチを解消するためのツールであることを認識して議論すべきである。
- 保育所送迎ステーションにおいても、「こどもまんなか」を念頭に、質の高い保育を提供する必要がある。
- 未入所児童等の要因をしっかりと精査するとともに、本市に合った保育所送迎ステーションの在り方を検討されたい。

(2) ヤングケアラー支援について

- ヤングケアラー支援における、本市と神戸市の違いについて
 - 本市で、相談・支援窓口をつくる際、神戸市の取組を最も参考とした。
 - 本市では、児童福祉法等のサービスを活用していくため、主な支援対象者を未成年にしており、成人したケアラーへの支援が異なっている。
 - また、配食支援については、福岡県も実施を予定しておらず、配食がないところが異なっている。
- 配食支援をきっかけとして、人間関係を築いて支援に結びつけていく取組は非常に有効であるため、市単独での実施についても検討されたい。
- 神戸市は、20代も含めて支援対象とするなど、子供や若者の目線に立った支援を行っていると感じた。また、ケースに応じた柔軟な対応には、非常にぬくもりを感じた。
- 神戸市では、学校現場や福祉事務所など、様々な機関から情報収集し、各ケースに合った支援につないでいくという相談から支援の流れが一貫していると感じた。
- ヤングケアラー支援に当たって、根拠法令がないことが支援の支障になっており、法制化や条例化等に向けた検討が必要と考える。
- ヤングケアラー支援に当たっては、市内部の関係部署及び関係機関との連携が重要であるため、本市においてもしっかりと取り組まれない。
- ヤングケアラーが成人しても、課題が解消されるわけではないため、継続して一貫した支援が望ましいと考える。

(3) エンディングプラン・サポート事業について

- 本市における、引取り手のない遺体の火葬実績について
 - 令和4年度に葬祭扶助により火葬し、霊園に納骨した引取り手のない遺骨は合計306体となっている。なお、生活保護受給者を除く実質の引取り手のない遺体は88体となる。火葬費用については、1体当たり約21万円である。

- 引取り手のない遺体の火葬に、多くの公費負担を伴うことは非常に問題であり、今後も増加していくと考えられるため、横須賀市の取組みを参考に早急に支援制度を検討・導入されたい。
- 横須賀市のような、市民が、安心して自分の情報を登録できる登録制度や官民連携による死後事務などの社会的支援の取組は、非常に重要と考える。市の財政にも市民にも有意義であるため、実施に向けて取り組まれない。
- 登録制度は、市民にとって、自治体による整備が安心と考える。一方、個人情報管理面など様々な課題が考えられるため、本市で実施する場合は注意が必要である。

(4) 子どもの居場所づくりについて

○本市におけるプレーパークに係る検討状況について

→現在、町なかにある公園を中心にモデル事業を進めているが、公園には様々な制約があるため、関係部局と協議を行っており、いろいろな場所でプレーパークが実施できるよう検討していきたい。

また、市民にプレーパークの良さを認識してもらえるよう、雰囲気づくりにも取り組んでいきたい。

- 常設プレーパークの重要性を認識するとともに、世田谷区は、さらに増設していくとのことであり、子供の居場所づくりに対する積極性を感じた。
- プレーパーク事業は、成果を定量的に評価することは難しいが、子供たちにとってプレーパークでの経験が大きな財産になると考える。
- 子供は体験を通して学んでいくため、プレーパークなど体験の選択肢を増やす取組の必要性を感じた。
- プレーパークの整備に当たっては、子供の意見を踏まえて取り組んでいくことが重要と感じた。

7 随員職員	議事課委員会担当係長 総務課主査	有永 孝 塚本 育恵
--------	---------------------	---------------